**平成２４年（フ）第３２０号**
さいたま市浦和区岸町６丁目７番６号　ガーデンハイツ203
債務者　妹脊　啓明
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第３４８号**
さいたま市南区松本２丁目16番11号
債務者　五月女　愛
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第３６７号**
埼玉県朝霞市泉水２丁目７番11号
債務者　大野　公平
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第４３５号**
埼玉県久喜市青葉１丁目１番２―505号
債務者　菅生　里美（旧姓糀）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第５９６号**
名古屋市緑区太子３丁目23番地　東丘住宅H棟204号
債務者　越野　春美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３７号**
山口県下関市秋根新町14番15号、前住所東京都台東区台東２丁目８番９号
債務者　中司　貴士
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２４年（フ）第５１号**
北九州市小倉南区南方２丁目９番30―301号
債務者　高田　隆夫
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第５２号**
北九州市小倉南区南方２丁目９番30―301号
債務者　高田ひとみ（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１９２号**
北九州市八幡西区永犬丸西町３丁目14番12号103号
債務者　矢ケ部名美枝
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第２０４号**
北九州市門司区清見１丁目11番44号
債務者　秋元　賢策
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第３３号**
青森県弘前市大字境関字亥ノ宮53番地１
債務者　丸谷　永三
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２４年（フ）第３６号**
青森県弘前市大字下湯口字村元79番地
債務者　石岡　優子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

**平成２４年（フ）第１１６号**
青森県むつ市小川町１丁目10番28号
債務者　種市　則夫
1　決定年月日時　平成24年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２１号**
山口県周南市住崎町13番２号
債務者　石田　節子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２４年（フ）第３６号**
山口県周南市大字下上768番地の２
債務者　月野　範敏
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２４年（フ）第３７号**
山口県下松市大字西豊井553番地サン東和Ｂ―１Ａ、前住所山口県下松市大字西豊井553番地
債務者　梅岡　英樹（旧姓寺下）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部

**平成２４年（フ）第３８号**
山口県周南市清水１丁目８番４号
債務者　中村　晴美
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月12日まで
山口地方裁判所周南支部